

けんこう静岡

第138号

令和元年
(2019年)
7月1日(月)

季刊 1部50円 年200円
(送料税込)

発行所
公益財団法人 静岡県予防医学協会

http://www.shsa.net/

(静岡事務所)	〒421-1292	静岡市葵区建徳1-3-43	(054)278-7716
(藤枝健診センター)	〒426-0053	藤枝市善左衛門2-11-5	(054)636-6461
(総合健診センター)	〒426-8638	藤枝市善左衛門2-19-8	(054)636-6460
(沼津事務所)	〒410-0011	沼津市岡宮1210-1	(055)921-1934
(浜松健診センター)	〒435-0006	浜松市東区下石田町951	(053)422-7800

発行責任者 石黒 満 印刷 松本印刷株式会社



たばこの煙には約5,300種類の化学物質があり、その中には約70種類の発がん性物質が含まれています。

1 受動喫煙とは
たばこの煙には、吸っている本人に直接入ってくる「主流煙」と、たばこの先から出てくる「副流煙」とがあり、たばこを吸っていない人が自分の意思とは関係なく煙を吸い込んでしまうことを「受動喫煙」と言います。

副流煙には主流煙と比べ、数倍の発がん性物質などが含まれており、喫煙者だけでなく周囲の人にも健康被害を及ぼします。

受動喫煙と疾病について、大人は脳卒中・肺がん・虚血性心疾患、こどもは乳幼児突然死症候群(SIDS)・喘息の既往に因果関係があり、科学的根拠が明らかになっています。

厚生労働省によると、受動喫煙がなければ、年間約15,000人の人が、これらの疾病で死亡せずにすんだと推計されています。



みんなので防ごう！受動喫煙！！

静岡県受動喫煙防止条例が施行されました！

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課 課長 山野 富美

2 健康増進法の改正

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、国は受動喫煙防止対策を強化する「健康増進法の一部を改正する法律」(以下、改正法)を、2018年6月に成立させました。

改正法に基づき、2020年4月から、多数の者が利用する施設は、原則屋内禁煙(喫煙専用室での喫煙可)となります。また、学校、病院、行政機関等は、先んじて2019年7月から原則敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所の設置可)となります。

<p>学校、病院、官公庁</p> <p>原則敷地内禁煙</p>	<p>バス・タクシー・航空機</p> <p>車内(機内)禁煙</p>
<p>職場、ホテル・旅館(客室を除く)デパート、娯楽施設等</p> <p>原則屋内禁煙</p>	<p>鉄道・船舶は原則</p> <p>車内(船内)禁煙 ※喫煙専用室内は可</p>
<p>飲食店 (新規・経営規模の大きい店舗)</p> <p>原則屋内禁煙</p>	<p>飲食店(既存の小規模店舗) ※客室面積100㎡以下かつ資本金5,000万円以下</p> <p>禁煙・分煙・喫煙選択可</p>

3 静岡県受動喫煙防止条例の制定

そうした動きを踏まえ、県では「静岡県受動喫煙防止条例」(以下、県条例)を2018年10月に制定しました。

望まない受動喫煙を防ぐことで、県民の健康

このお店は、店内全面禁煙です。

このお店は、喫煙も飲食もできます。20歳未満の方は入店が禁止されます。

喫煙専用室あり

加熱式たばこ専用喫煙室あり

喫煙可能室あり

※20歳未満の方は、飲食店を利用する方だけでなく、働く方も含まれます

を守り、健康寿命の更なる延伸を図ることを目的としています。

県条例の特徴は、①受動喫煙による健康被害を受けやすいこどもを守るために、学校等を敷地内禁煙とすること(特定屋外喫煙場所の設置不可)、②安心して快適に飲食を楽しむことができる環境を整備するために、飲食店の出入口に「禁煙」「分煙」「喫煙可」いずれかの標識掲示を義務付けることです。

また、県条例は、改正法に先んじて、2019年4月から施行しています。

県が昨年夏に実施した県民アンケート調査では、過去1年間で受動喫煙を受けた場所として、「飲食店」が最も多く、「標識がある場合に参考にする」という意見が約8割を占めました。

県は、今後も、受動喫煙防止対策だけでなく、総合的なたばこ対策など様々な健康増進施策を通じて、全ての県民が健やかで長生きできる環境づくりに取り組んでまいります。

条例で定められたそれぞれの「責務」

<p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受動喫煙の害について理解しましょう。 ●喫煙をする場合は、周りの人へ配慮しましょう。 	<p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未成年を受動喫煙の害から守りましょう。
<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従業員や利用者が、受動喫煙を受けないように環境整備を行いましょう。 	<p>保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保健事業を通じて受動喫煙の防止や健康づくりに取り組みましょう。

皆さんは、利用する飲食店で「禁煙」「分煙」「喫煙可」の標識を見たことがこれまでにありますか？

県は、2019年3月に県内の飲食店約3万軒に標識を一齐送付しましたが、残念ながら、まだ掲示していないお店もあります。

県として指導に努めてまいりますが、皆さんも、なじみのお店でまだ掲示していないところがありましたら、是非お声かけをお願いします。

そして、喫煙する方は、周りへの配慮をお願いします。また、飲食店経営者はお客様のためにも、お店のためにも、標識掲示を必ずお願いします。

4 おわりに

県は、今後も、受動喫煙防止対策だけでなく、総合的なたばこ対策など様々な健康増進施策を通じて、全ての県民が健やかで長生きできる環境づくりに取り組んでまいります。

年一回は健康チェックを！

健康はあなたの財産です
すこやかな明日のために

人間ドック 脳ドック ものわすれドック

総合健診センター ヘルスポート
〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8
TEL 054-636-6460
FAX 054-636-6465
☎ 0120-39-6460